

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、平成 26 年 4 月 18 日多久東部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成 26 年 4 月 22 日

佐賀県知事 古 川 康